

告 示

埼玉県告示第千四百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年十一月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年十月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人Community Initiative for Human Advancement Japan

三 代表者の氏名

NEBA OLIVIER NTUNGFOR

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市前川三丁目四番十七ー二百二号前川住宅RB

五 定款に記載された目的

この法人は、日本国内外の人々に対し、英語教育、日本における生活上の情報交換・助言、支援等に関する事業を行い、人々の生活レベル及び社会的地位の向上を図り、日本人との共存、共栄できる平和で豊かな社会の実現に寄与するとともに、国際的な相互理解と文化交流及び国際関係の推進・発展に寄与することを目的とする。